

17 鶴岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第21号

改正 平成28年3月31日規則第12号

平成31年3月29日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年鶴岡市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害援護資金の借入れの申込み)

第4条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 災害援護資金借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつ

ては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、災害援護資金借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3箇月を経過する日までに提出しなければならない。

(保証人の資格等)

第5条 借入申込者が条例第15条第1項の規定により保証人を立てるときは、市内に居住する者で、貸付けに係る債務を保証するに足る資力を有し、市長が適当と認める者1人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、市税等を完納していなければならない。

3 借入申込者は、保証人が死亡し、若しくは居所不明となり、又は第1項に定める資格を失ったときは、速やかに市長に届け出るとともに新たに保証人を立て、市長の承認を受けなければならない。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(利率)

第6条 条例第15条第2項の規則で定める率は、年1.5パーセントとする。

(追加〔平成31年規則4号〕)

(調査)

第7条 市長は、災害援護資金借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(貸付けの決定)

第8条 市長は、貸付けを行うことに決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(様式第2号)により、貸付けを行わないことに決定したときは、災害援護資金貸付不承認通知書(様式第3号)により、その旨を当該借入申込者に通知するものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(借用書の提出)

第9条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書)(様式第4号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保

証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の災害援護資金借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、災害援護資金償還金支払猶予申請書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認めることに決定したときは、災害援護資金償還金支払猶予承認通知書(様式第7号)により、支払の猶予を認めないことに決定したときは、災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書(様式第8号)により、その旨を当該借受人に通知するものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、災害援護資金違約金支払免除申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認めることに決定したときは、災害援護資金違約金支払免除承認通知書(様式第10号)により、支払免除を認めないことに決定したときは、災害援護資金違約金支払免除不承認通知書(様式第11号)により、その旨を当該借受人に通知するものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償

還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の災害援護資金償還免除申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認めることに決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第13号)により、償還の免除を認めないことに決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第14号)により、その旨を当該償還免除申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等災害援護資金借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人は速やかに市長に氏名等変更届(様式第15号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わって届け出るものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和49年鶴岡市規則第31号)、藤島町災害弔慰金の支給等に

関する条例施行規則（昭和５０年藤島町規則第１号）、羽黒町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和５８年羽黒町規則第１号）、櫛引町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和５０年櫛引町規則第９号）、朝日村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和６０年朝日村規則第５号）又は温海町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和５８年温海町規則第１号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成２８年３月３１日規則第１２号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２９日規則第４号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。